

令和4年第2回南幌町議会定例会

一般質問（質問者3名）

（令和4年6月15日）

①「本町の米と米粉の普及拡大について」

佐藤議員

日本の国民一人当たりの米の消費量は減少し続け、米離れが加速しています。これは食生活の多様化、少子高齢化、世帯構造の変化などが要因と考えられ、今後も進んでいくものと予想されます。その中で本町では様々な品種の米を生産し、子育て支援米支給事業、小学校のバケツ稲づくり事業などを進めています。

第6期総合計画後期計画では「地元消費者と生産者の距離が近い地産地消の取り組みを中心に本町だからこそ手に入る安全安心な農産物の消費拡大を推進する」と方向性が示されています。米の生産を主軸に産業を推進している町として、町民や新規移住者に南幌産米をより知っていただき消費拡大につなげる取り組みが必要と考えます。さらに食育活動や米粉の利活用からも消費が拡大されると考えますが3点町長に伺います。

1、南幌産米を町民がより理解し、利用して頂くために南幌産米の情報をわかりやすく伝えるための町の取り組みは。

2、米は和食文化を継承し子どもの成長や健康づくりに大きな影響を与えるものと考えます。米中心の日本型食生活への改善を促し、食育から米の普及を拡大する考えは。

3、今後、小麦の高騰が予想され、それに代わる米粉の活用推進を政府でも強く押し進めています。米粉はお菓子やパン以外にもパスタやうどん、ピザにも代替できます。本町でも米粉を使用したドーナツやシフォンケーキなどを製品化した事業者や団体が活躍しています。住民や事業者、団体などが米粉を活用し普及拡大するために町からの支援策は。

大崎町長

本町の米と米粉の普及拡大についての御質問にお答えします。1点目の御質問については、南幌産米の情報は、「第2期南幌町食育推進計画」の中で示しており、

ホームページに掲載しています。また、地元消費者と生産者の距離が近い地産地消の取り組みとして、「ビューロー直売所」の設置や「なんぼろ朝市」、観光協会イベントなどの開催などを支援しています。引き続き、イベント等の場を通じた南幌産米をはじめとする農産物の販売、情報機会の創出に取り組んでまいります。

2点目の御質問については、南幌産米の理解と食に関する知識を深めるため、子育て支援米の支給事業や小学生のバケツ稲づくり、学習田での田植え、稲刈りなどの食育体験を実施しています。小学生からは「お米を大切にしようという気持ちをもった」などの感想があり、お米に対する事業効果が高いと考えています。

また、昨年引き続き、小学生を対象とした「スープカレーセミナー」を実施するほか、本年度新たに中学生を対象とした「食育講演会」、並びに一般の方を対象とした「給食試食会」を開催する予定であり、これらの事業を通じて南幌産米の普及拡大につなげてまいりたいと考えております。

3点目の御質問については、事業者や団体への製品化に向けた支援は考えていませんが、今後、米粉の需要拡大が見込まれることから、米粉を活用した料理教室の開催など、普及拡大に向けた取り組みを検討してまいります。

佐藤議員（再質問）

再質問させていただきます。まず1点目ですね。地元消費者と生産者との距離が近い地産地消の取り組みとして、情報機会の創出に今後取り組んでいかれるという、そういうお話でございました。先日ですね、移住して来られた子育て世代の若い奥さんから、南幌町は子育てがしやすく野菜もお米もおいしいところと聞いて引越してきました。地元でいろいろな種類のお米を子どもに食べさせたいのですが、農家さんと直接触れ合うにはどうしたらいいんでしょうかと、そのように聞かれました。南幌では、減農薬や無農薬、各農家さんそれぞれでお米を作っておりますので、私も分かる範囲でお調べしてお伝えしましたが、正直私も詳しくはわかりませんでした。改めてそのような意識を持ってこの南幌に移住してくださる人が増えているんだなあということ、大変嬉しく思い、そのような形で気付かせていただきました。移住された人が、直売所や農家さんのところを探しても、探しきれないということもありますし、また電話しても農作業中であればお留守になるということもございます。突然の訪問は、作業中であれば当然対応が大変だろうと思います。生産者と消費者をつなげるためには、やはり情報の提供が必要ではないかと思いません。

そこで、例えばビューローの観光物産館のなかにお米の情報館と表示して、住民にお米の種類や自分の欲しいお米を作っているところなどをお知らせしたり、お米に関する情報の窓口をつくってはいかがでしょうか。南幌は田園文化都市としてこれまで米を中心に発展してまいりました。地元の消費者、特に新しく移住された方たちが南幌のお米をより食べていただくことで、米の消費拡大につながっていくと思います。

それともう1点なんですけれども、南幌町の飲食店のなかで、南幌産の米を使っているお店が非常に多いと聞いております。ただ、多いんですけれども、南幌産米、南幌産を使用していますよという、そういう表示をしているところが少ないように見受けられるんですね。それで、表示していただくことは南幌産米の普及拡大につながると私は考えるんですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

それと2点目の食育なんですけれども、先ほどお話しされましたように、日頃から地域のボランティアの皆様には、本当に食育活動を進めていただき大変心強く思っております。食は私たちの健康を支える基礎となるものです。最近では食の欧米化で子どもたちの食環境は大変変化しています。日本型食事とは、ごはんを中心にバランスよく栄養をとる食事ですけれども、もともと米は日本人の体質に合っていて、米は心も元気になる脳のメカニズムもあるそうです。特に南幌に住む私たちは、日常で米の生育を間近で見ることができます。子どもたちは特に、農業体験もできる大変恵まれた環境に住んでいると思います。食育推進計画のなかの食育アンケートの結果では、南幌町のお米や野菜などの農産物を食べたことがある人は99%でした。皆さん召し上がっていると思うんですけれども、だんだん、やはり地元のおいしい野菜を食べ続けると、地元意識の高い町民の方が増えていらっしゃると思います。今後南幌産のお米の認識を広めるためにも、健康はもちろんなんですけれども、和食のマナー、行事食の由来とか、また、南幌と米の歴史を町民が学び合える機会をつくって、住民に、また、子どもたちに南幌と米の歴史を伝承していくことが大事だと思います。そのことに関して、町長はどのようにお考えかお聞きいたします。

それと3点目の米粉なんですけれども、ここ数年米粉は小麦粉アレルギーのある方の代用品として注目を浴びているものでございますけれども、最近では家庭用の製粉機や、余りごはんをパンが作れるという家庭用のパン焼き機も販売されております。以前、南幌町でもGOPANという機械を貸し出した経緯もあったようでございますけれども、その当時からみると、随分と価格は抑えられているようです。本当に米粉の普及のために、ぜひ今米粉を買おうとしてもなかなか売っているところがたくさんあるわけではないですので、ぜひ米粉の製粉機ですね。それも家庭用

のもございますし、米粉のパン焼き機、そういうのを購入された方に対して、町のほうから補助金制度の考え方が先ほどありませんとは言っていたんですけども、もう一度お聞きしたいと思います。また、そのほかに例えばですね、ふるさと物産館に、製粉機を設置して、そして町民に米粉をつくってもらって活用してもらおう。自分の家からお米を持って行ってその製粉機を活用してもらおう。他市町村でも道の駅に設置してやっているところもあるようでございます。そういう部分では、米粉に関して町長にお聞きします。この3点再質問いたします。

大崎町長（再答弁）

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。まずお米の情報でございますけれども、本町以前からいろいろな情報を発信してきてございます。現在、南幌ベジタブック、または、食育まるかじりガイドというものを発行して、一部、お米の紹介、または直売所の紹介をしているところでございます。また、町ではございませんけども、農協さんのほうでは、年に3回発行しておりますF a n F a n F O O D ! という、これまた大変詳しい生産過程や栽培管理など、詳しく掲載したものでございます。これはお米特集号というものも出されており、全町を対象に配布をされてございます。大変特化した取り組みではないかと思えます。

また取り組みに関しましては、なかなか今までコロナ対策というものに追われて、なかなかそういう事業は取り組めなかった経過がございますけれども、昨年度観光協会の町内イベントで、町内産の新米5種類を販売して、あわせて生産農家の情報を出しました。それらの取り組みをしてございます。また、これからコロナの感染回復とあわせて、またそういうような動きがまた出てくるものと思われます。

あと移住者の方がですね、どこで買ったらいいのかというようなお話でございますけれども、朝市はもう25年近い歴史がございます。7月から10月まで毎週開催されて、本年も7月3日から開催ということで、生産者の方は準備をいただいております。毎回出店されている生産者には大変頭の下がる思いでございます。また秋には収穫し、精米したての新米が販売されてございます。実際美園地区の方も、若い世代の方が日曜日親子で朝市に見えられているのも、私何度も見てございます。ぜひそういう取り組みを促進したいと思っておりますので、そういう促しもこれからやっていきたいということで考えております。

また、町内飲食店における地元産の使用といたしますか、そういう表示でございますけれども、この取り組みについては大変いいことかなと思っておりますので、私も機会があれば、そういうことについてお話をしていきたいなと思っております。

また、お米と申しますか、食育の継承と申しますか、そちらの部分でございますけれども、先ほど申し上げております小学生ではバケツ稲づくり教育田ということで、稲作文化や食の大切さを学んでいただいております。中学校においては、本年度新たに食育講演会を開催しまして、成長期における正しい食事と体力づくりについて学んでいただく予定でございます。さらに、本年度は全町民を対象に学校給食試食会を実施し、本町の農産物の理解促進に努めていく考えでございます。

3つ目の米粉につきましては、議員がおっしゃったとおりGOPANという製粉機を以前、町のほうで2台用意して貸し出した経過がございます。年数の経過とともに、多くの方が扱われるということで故障し、今は休止している状態でございます。これから米粉の需要がさらに推進されるということもございますので、今、そういうGOPANに代わる新しい商品開発もされていると思います。また、それほど高額ではないというふうに考えているものですから、これにつきましては世代更新し、家庭やグループなどの体験できる活動に貸し出しをしていきたいなというように考えてございます。なお、町民の方が、そういう家庭用の製粉機を購入した際の助成とかそういうことは、今現在では考えてございません。また、ビューローでの米粉に関する推進拡大につきましては、これにつきましては米粉のこれからの需要拡大、それらの方向をみながらまた検討してまいりたいというように思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

佐藤議員（再々質問）

再々質問させていただきます。1点目に関してはですね、本町にそのようにたくさんいろいろな事業をされているというお話を聞きまして、本当に嬉しい思いがいたします。確かにビューローの中に、農協さんですとかいろんな団体の食に関する資料があります。私も見たことはありますけれども、ぜひ南幌のホームページにも、しっかりそういう部分でいろいろな形を出していただきたいなと思います。私も皆さんのほうに、ぜひビューローに行ってそういうものがあるので見に行ってくださいということはお伝えしようかと思っております。やっぱりビューローの機能を情報館としてますます機能させてほしいという思いがありますのでよろしく願いいたします。これは要望です。

それと、南幌の飲食店さんのお米の使用の掲示なんですけれども、町長からそのようにお話を受けまして、私も嬉しい思いなんですけれども、まず最初にビューローのレストランですね。そここのところからしていただければなと思います。

それと食育のほうはこれまで同様、またさらに南幌の米の歴史をしっかりと子どもたちに伝えていっていただきたいと思っております。

それで製粉機なんですけれども、いろいろ考えていただけるということだったんですが、南幌町の調理室にも何台か用意していただければ嬉しいなという、そういう思いでおります。

今回ですね、本当に南幌の米の生産者の方々は、いま国の政策で本当に大変厳しい状況を強いられているとお聞きしています。こんなときだからこそ、南幌産の米を食べて、南幌のお米の消費を拡大できるように、住民も町も力を合わせて頑張るときではないのかなという、そういう思いで今回質問させていただきました。これまでの総合計画や食育計画、あらゆるところで本町では緑豊かな田園文化の町とうたっております。本町は、農地面積の約40%がお米をつくっております。私は、地元消費者にも自信を持って南幌町をアピールできると思っております。そのアピールも、ただすごいですよっていうアピールじゃなくて消費者の心に残るようなものでなければいけないと思っております。例えば農猿さんのお祭りで、トラクターの試乗会や綱引き、どこの町もやったことがないようなことをやっております。また秋の収穫祭で行うサンマの掴み取りで、やはり皆さんイメージが、次これがあるから行こうっていう、そういうユニークなイメージでアピールをしております。ぜひ南幌町も、例えばですけれども、ななつぼしの語呂合わせで7月2日をななつぼしの日とか制定してイベントを仕掛けるとか、ぜひ若い職員さんを中心とした、米の消費拡大に向けた新たな試みの考えを、町長はどのようにお考えでしょうか。

大崎町長（再々答弁）

佐藤議員の再々質問に答えします。1点目のホームページの件でございますけれども、現在町内の農業グループの方がですね、自らホームページにアップをしまして、そういうことで消費者の方とコミュニケーションを取るような情報発信を行っております。

2点目の飲食店への南幌産米の使用の表示でございますけれども、ビューローの食堂につきましては南幌産米も当然使っておりますので、これについてはすぐできることなので、速やかに実施をまいります。

3点目の消費者の心に残るアピールということで、我々も精いっぱいやっているつもりでございます。ただ現状に満足することなく、これからも基幹産業の町として止まることなく、そういう活動または行事を進めてまいりたいと思っております。新たな取り組みについては、現状では考えているところではございません。

① 「役場庁舎懸垂幕の増設について」

熊木議員

役場庁舎正面に掲げられている懸垂幕については、現在は北海道日本ハムファイターズ南幌町応援大使の懸垂幕と、南幌町開拓130年、町政施行60周年の懸垂幕が掲げられています。4月までは2011年3月議会定例会において全会一致で採択された「非核・平和のまち宣言南幌町」の懸垂幕が掲げられてきました。

宣言文には「私たち南幌町民は、水と緑にはぐくまれた自然と豊かな郷土を大切に守り、未来を担う子どもたちと美しいふるさとのために、町民一人ひとりが平和の実現に向けて努力することを誓い、ここに「非核・平和のまち」を宣言します。」とあり、このように格調高く掲げられた非核・平和のまち宣言は、町の誇りではないでしょうか。いまロシアのウクライナ侵略戦争により改めて平和の尊さが大切だと感じている町民が多いと思います。

これまで台風などの影響ではずしたことはありましたが、今後、南幌町が発展を目指す中で環境や社会に向けたメッセージなどを懸垂幕で掲げ啓発する機会も増えると思います。

今回のように一時的にはずすことも今後予想されることから、現在2基しか設置されていない懸垂幕を早急に増設する考えはないか伺います。

大崎町長

役場庁舎懸垂幕の増設についての御質問にお答えします。非核・平和のまち宣言は、先人が築いた水と緑豊かな大地に育まれた南幌の地を守り、次代を担う子ども達に引き継いでいくため、平和の尊さと平和維持の重要性について意識啓発推進するため決議いただいたものであり、その思いは変わることなく、私自身も強く世界の平和を願うものです。

役場庁舎の懸垂幕については、今年度、北海道日本ハムファイターズの応援大使派遣の決定を受けて、上沢選手と上原選手を全町挙げて応援したいとの思いと、「南幌町開拓130年・町政施行60周年」の記念すべき節目の年であることから、5月に懸垂幕を設置し、一時的に「非核・平和のまち宣言」の懸垂幕を下ろしていますが、今後、新たなものを設置すべく進めておりますのでご理解願います。

なお、役場庁舎の懸垂設備については、平年時は現在の2基で対応可能であることから増設は考えていません。

熊木議員（再質問）

再質問いたします。ただいま町長の御答弁で、一時的に非核・平和のまち宣言の懸垂幕を下ろしているということで、今後新たなものを設置すべく進めているということだったんですけれども、今2基のほかにもう1基新しくつくるということでしょうか。

それから何点か伺いたいですけれども、日本ハムファイターズの応援の懸垂幕と、それから開拓130年というのは、既に決まっていたというか、掲げられることになっていて、5月に平和のまち宣言の懸垂幕を下ろしたときに、その期間がどのくらいに及ぶものかということは想像できたと思うんですけれども、その辺では下ろした理由というのはいま一時的にということでおっしゃいましたけれども、その設置基準とかそういうものがあるのかどうか伺いたいです。

それから、いま新たなものを設置すべくという御答弁だったんですけれども、日ハムにしても開拓130年にしても、今年11月くらいまでは掲げると思うんですけれども、じゃあどの時期に非核・平和のまち宣言の懸垂幕は掲げる予定でいるのか、その辺の計画をご答弁いただきたいと思います。

先ほど町長の答弁のなかで、この平和宣言の意義というか、そこは町長も大切に思っているということはお話にありました。私もこの懸垂幕をつくるにあたっては、何度も一般質問をしながら、そのなかで2011年に町のほうから提案されて、それが全会一致で採択されたという経緯があります。ですからすごく重いものだと思っているんですよね。その重さというか、それをやっぱり一時的にでも下ろしたということは、やっぱり大きなことではないかなと思うので、その辺の経緯とその考え方を伺いたいです。

また、宣言文は私も時々出しては読みます。そういうなかで本当に町のことを考えて、町民に向けたメッセージでもあると思いますし、それで一度一般質問のなかでせつかくの宣言文をもっとアピールする必要があるんじゃないかということで質問したことがございました。その時は予算の関係とかで、新たに大きな碑とかそういうものをつくる計画はないということで、せめてということで公共施設に今印刷されたものが掲げられています。私も時々その公共施設を見て回りますけれども、やはり10年も経っていますので経年劣化で透明のケースも黄ばんできていて見づらいような形にもなっているので、その辺を更新するという計画はあるのかどうか、それも伺います。

また町民への啓蒙ということで、南幌町はこういう平和宣言をしているんだということを、やはり広報なりで町民にアピールするというのも必要ではないかと思うんですけれども、その辺についてのお考えを伺います。

大崎町長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えいたします。一時的に下ろした理由につきましては、これは最初の答弁のなかで申し上げたとおり日本ハムの応援大使、また開拓130周年の懸垂幕を設置するというためのものをごさいますて、ほかに理由はございません。一時的に外すというものの基準も特にございません。当然、宣言の重さにつきましても私が最初に答弁したとおり、大変重く受けておりますし、そのことについては今後も変わりはありません。

また、設置するものをごさいますけれども、現在2基設置してごさいますけれども、この度新たに設置しようとするものは固定化したものを設置する考えでございまして、準備が整い次第設置したいというように考えてごさいます。

また、公共施設に掲げてある宣言文でごさいますけれども、これにつきましては老朽化しているもの、それは状況の確認のうえ更新をしてまいりたいと考えてごさいます。

なお、町民への宣言文の啓発につきましては、現在は特に考えてはおりません。

熊木議員（再々質問）

今の再質問に対する御答弁のなかで、新たなものをいま設置すべくということで、2本のほかに先ほど増設は考えていないという答弁もあったんですけれども、2本のほかにもう1本つくられるということなのか、そこをちょっとよく理解できなかったのので、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから先ほど時期についても早急に掲げるべきではないかという意味で私は質問したんですけれども、その辺の時期についても工事がもう発注していつぐらいなのかとかその辺がもしわかれば、お答え願いたいと思いますし、やっぱり早急に設置すべきではないかと考えるので、そこを改めてお願いいたします。

私のところにもどうしてあれが外れたんだっていうような問い合わせが来ていますし、以前何かでお話ししたかもしれないんですけども、町外の方で中央バスに乗ってビューローから出て、まっすぐ向かって来るときに役場の真正面に当たるんですよね。そのときに南幌町はこういう立派な懸垂幕が懸かっていますごくバスから見ても気持ちがいいということは何人もの方から言われたことがあります。ですから、そういう意味からも私は本当に大事なものだと思いますし、そこは先ほど町長とも共有させていただいたのでよかったなと思っているんですけども、それがひとつと、それからやはりあの町民にこういうものがあるということはお知らせするというので、やはり10年経って、私は町民だけではなくて新しく入った職員の方にも南幌町はこういうものがあるってことは新人教育というか、そういう

なかでもすべきだと考えているんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、今その懸垂幕のお話をしたんですけども、よくあの他市町村を通るときに、まちの玄関口に大きく非核・平和宣言のまちっていうのを、ようこそ南幌町とかっていう形でね、南幌町ではないですけども、そういうのが建っているところがあるんですけども、デジタルサイネージで今回予算にも載っていますし、そういうことも一緒に考えるということにはならないのかどうか、町長の考えを伺いたいと思います。

大崎町長（細々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えいたします。現在懸垂幕が2本ございます。そのほかに新たに固定したものを設置するという考えでございます。時期につきましては、詳しくはこの後、総務課長が申し上げますけれども、準備が整い次第実施をすることによって今その作業を進めております。

それと、町民への啓発でございますけれども、現在公共施設7か所に宣言文を掲載してございます。今このような世界的な情勢もありますので、公共施設2か所程度また増やしてですね、そしてそういう町民への啓発に努めてまいりたいというように考えてございます。そういうことから、特別そのサイネージで啓発するとか、そういうことは考えてございませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

総務課長

熊木議員のご質問のなかの現在の工事の発注状況等だと思いますが、現在業者のほうにおいて見積を徴収しているところでございます。その見積ができ次第、早急に設置をしたいというようなことでございます。以上です。

② 「肥料等の高騰による農業者救済を」

熊木議員

それでは次の質問に移ります。今年に入って急激な物価の高騰が生活に大きな影響を与えています。基幹産業が農業である本町にとって極めて重大な状況です。輸入に頼る尿素や塩化カリウム、高度化成肥料はそれぞれ過去最高の値上げになっています。原油価格の高騰に伴う肥料原料価格や輸送費の値上がり、円安の進行も大きな要因となって肥料等は最大94%の値上げと報じられています。

本町の農業者は、安心、安全な食料の生産に力を注いでおり、町として農業者を直接支援する必要があるのではないかと思います。緊急に農業者支援策を講ずるべきと考えますが町長の考えを伺います。

大崎町長

肥料等の高騰による農業者救済をの御質問にお答えします。世界的な穀物需要の増加による化学肥料価格をはじめ、原油や生産資材価格の高騰など、農業経営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

化学肥料等の高騰対策については、現在、国において激変緩和対策の検討が始まり、また、北海道においては、肥料の購入費に対する助成が検討されております。しかし、具体的な内容がまだ示されていないことから、今後、国並びに北海道の動向を注視しつつ検討してまいります。

なお、肥料コストの抑制対策として、「環境保全型農業直接支援対策事業」等において化学肥料の削減の取り組みを支援しており、引き続き、農協や農業改良普及センター等と連携し取り組んでまいります。

熊木議員（再質問）

再質問いたします。ただいま御答弁いただいて、国並びに北海道の動向を注視しながらという御答弁でした。町としては、何らかの今後支援をするというお考えには変わりはないということですよ。そこを1点確認させていただきます。

それからいま本当に農業者は大変な状況になっていると思うんですよ。先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、米離れとか米の価格もすごく下がっていることもあって、また水田の見直しの政策とかいろいろあって、農業者は本当に大変な状況に追い込まれていると思います。それからちょうど今朝の新聞にも、深川

のほうとかでいろんな支援策をするということが出されていきました。そのひとつにお米を10キロ支援するということが書かれていて、やっぱりその町々の取り組みで町としても農業者を応援するんだということが農業者に伝わることで、また頑張って農業を続けていくということに繋がるかと思うので、そこは国の動向をみながらも、やっぱり町としてこういうことができるんじゃないかといういろんな案をぜひ出してほしいと思います。農家の方はいろいろ化学肥料だけでなく有機農法とかいろんな形で、いろいろ新聞とかにも載っているんですけども、やりくりをいろいろ考えていると思います。それでもやっぱり原料価格が本当に異常な値上がりなので、それをなんとかできないかっていうことで、直接支援できるような形でそれをぜひ検討してほしいということでは質問していて、なかなか国の流れとかいろんなことをみながらなので、すぐ南幌町でいまこういうことをしますということでは出せないかもしれないんですけども、農業者を守るんだという意気込みをぜひ農業者に伝えてほしいと切に思います。その辺はどういうふうに考えているのか伺います。

大崎町長

熊木議員の再質問にお答えいたします。議員同様に大変な問題が起きているというように私も考えているところでございます。また、基幹産業の農業をしっかり守っていかなきゃならないという思いは議員と同じでございます。農業情勢でございますけれども、昨年産の大幅な米価下落、そして米の消費減少が続いているなか、過去最大の肥料価格の高騰で農業経営は大変厳しい状況にあるというように考えてでございます。日本では、肥料の原料をほぼ全量輸入していることから、国際価格の変動が大変受けやすいという状況でございます。また、水田活用の直接支払交付金の見直しなど、大きな問題が残されたままでございます。

そんななか、議員が申し上げた肥料の高騰でございますけれども、農業団体のほうの対応としまして、先般ホクレンでございますけれども、全農で肥料の値上げ幅最大で94%というような方針が出まして、ホクレンについてはその激変緩和をするために61億円を拠出しまして、主要11品目の肥料について、平均78%まで下げるといような対応を始めようとしてございます。ホクレンをはじめ全国の系統で、国に対しこの激変緩和や肥料原料の備蓄などを進めるというような方針が確認されているところでございます。

そして国や道の対応でございますけれども、国については燃料や配合飼料の高騰については、いわゆる基金から農家に支援するセーフティーネットという仕組みが

ございますけれども、肥料についてはその対象になっておりません。現在その肥料をセーフティーネットの対象に含めるということと、肥料の価格の激変緩和ということで、農家に直接支援をする、そういう緩和対策がいま国で検討が始まったところでございます。また、道では2定議会が昨日開会しましたけれども、24億円の補正予算案を計上して、これは肥料や燃料にかかる緊急緩和対策ということで、いまこれから審議がされるものと思われま。

そんななか、本町の農業者への直接支援の状況でございますけれども、やはり生産農家にとっては米の需給や米の価格の回復が見通せないなか、肥料価格が上がっていくということで、さらなる大打撃かと思っております。また、これは全国的な問題であり、当然対策が必要であるというように考えてございます。そういうことから現在国においてその検討が始まっておりますので、その動向を注視しつつ、また、農協との協議をしながら検討を進めてまいりたいというように考えてございます。

熊木議員（再々質問）

再々質問を行います。国の動向を注視しつつというのは、私も動向をみています。やっぱり町としてなにか考えているということでは、そこも町長は考えているということだと思っておりますので、そこに期待したいと思っております。

先ほど農猿さんの話とかも出ましたけれども、毎年、今はコロナのこともありますけれども、イベントとかで商工会とかそれからJAとかも一緒にいろんなイベントをして、夏祭りとかそういう形で農産物を提供したりとかやっていうことをやっています。なかなかイベントを組むということも大変だと思うんですけども、町として農業者を応援するなにかそういう大きな取り組みとか、そういうことを町が呼び掛けて何団体とかでもいいんですけども、そういうことをやって農業者を応援する、そして生産者も消費者も一緒にそこで元気になるという、そういう取り組みをすべきかと思うんですけども、その辺は今後のなかでいろいろ支援策のひとつとしても一緒に検討するということはできるかどうか、それをぜひしてほしいと思うんですけども、考えを伺います。

大崎町長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えします。この肥料価格につきましては先ほど申し上げておりますとおり、全国的かつ影響額が非常に大きいということで、大変な問題で

ございます。町の支援も当然でございますけれども、やはり国策としてどうしていくのか、これが一番重要ではないかなと思っております。議員同様に町として支援をしたい気持ちは当然持っております。しかし財源に限りもございます。ほかの事業化もございます。また、支援を行う場合にはやはり国の緩和対策、それらを加えたうえでの影響額を見定める必要もございます。現時点においてはその推移を見定めていきたいというように考えてございます。

また、大きなイベントといいますと、ちょっと私のなかではなかなか想像ができないんですけれども、コロナ禍ということもあって、商工会のふれあいまつり、あるいは農協の夜まつり、ともに中止をされてございます。そのような状況もございますので、なかなか大きなイベントというのは現状では考えにくいのかなと思っておりますけれども、やはり生産者に生産意欲を持っていただくための対策は必要ではないかというように考えてございますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

① 「ICT環境をさらに活用した学校教育を」

加藤議員

ICT環境をさらに活用した学校教育をと題し、質問いたします。第6波とされる新型コロナウイルス感染症の広がり、感染力の高さにより対策を徹底していても日本国内に蔓延していきました。全国的には収束の気配を感じてきてはいるものの、まだまだ安心できる生活は遠く感染対策の欠かせない生活を過ごす日々だと思います。

学校教育については危惧されていた小中学校の学年閉鎖、学級閉鎖が現実のものとなり、北海道においては大雪による臨時休校も重なるなど児童生徒にとって過酷な状態となってしまいました。

そのような中でも、小学校ではタブレット端末を家庭に持ち帰り、朝の会をオンラインで行うなどICT環境を利用し家庭での学校教育の一端を実践することができ学校関係者や教育委員会等、関係機関のご尽力を感じることができました。

そこで、さらにICT環境を活用し、コロナ禍でも学力向上を目指すため、また学校が児童生徒たちにとってより有意義なものにするため教育長に3点質問いたします。

1、タブレット端末を利用しオンラインでの授業を行えるような環境整備を進める考えは。

2、withコロナ時代において、学校が楽しい思い出として記憶に残るような新たな取り組みは。

3、南幌高校は卒業式をライブ中継しましたが、小中学校においても運動会や学芸会を配信する考えは。

小笠原教育長

ICT環境をさらに活用した学校教育を、の御質問にお答えします。1点目のご質問については、学級閉鎖等の際、各家庭において持ち帰ったタブレット端末を活用して、朝の健康観察やオンラインによる授業等を行っています。今後は、オンライン授業の充実を図るため、教員の指導力向上に向けた研修会等を実施してまいります。

2点目のご質問については、これまでも新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や規模を縮小した学校行事等もありましたが、コロナ禍でも子どもたちに学校での楽しい思い出が残るよう、創意工夫をして開催しています。

また、本年度から実施する、子どもたちの未来を応援する事業と連携し、学校における子どもたちの思い出作りに取り組んでまいります。

3点目のご質問については、昨年度、中学校の学校祭では、参観する人数を制限して実施し、試行的に希望する保護者等を対象としたWEBによるライブ中継を行いましたが、今後は、感染状況により判断してまいります。

加藤議員（再質問）

教育長、御答弁ありがとうございます。質問内容の全般に渡りまして、事業計画にのっとり順調に推進されていると、私自身保護者の方を含め多くの方々が安心できる答弁だったと思います。そのなかで、さらに再質問させていただきます。1点目について、オンライン授業は聞いたところによると、いい形で授業が行われたと聞いております。そこで、通常の授業と比べ授業の進行スピードですとか、スムーズに行われているかどうか1点伺いたいのと、今後も臨時休校というのはコロナ以外でも起こり得ますし、やむを得ず登校できない状況に陥ってしまった生徒さん、児童にもオンラインで授業を行えるようになれば、非常に有効に活用できるものなのではないかと思っております。ですので、さらに充実したオンライン授業を推進していただきたいと思っております。さらに活用をしていってほしいと考えたときに、家庭学習に着目しまして、家庭学習もタブレットを希望する児童生徒に貸し出しするような形をつくって行うような考えというのはありますでしょうか。そして、学習用アプリ「スマイルネクスト」の活用状況について伺いたいと思えます。

2点目の質問なんですけれども、withコロナ時代において楽しい思い出をどうか子ども達に残してあげられないかと、やはり子ども達への行動制限があまりにもかわいそうだと私自身感じておりまして、なにか事業として私が案を持っているわけではないんですけれども、応援したいという気持ちが強くて質問させていただいたんですけれども、答弁にありました子ども達の未来を応援する事業とありましたけれども、これについて詳細を教えてくださいたいと思います。

そして3点目なんですけれども、試行的に行ったライブ中継、中学校の学校祭ですけれども保護者等から反応はどうだったのかと。また、改善点や課題等みえていれば伺いたいと思えます。そして、ライブ配信ではなく、動画配信サービス等を利用して、いつでも見れるような形にする考えはあるのかどうか伺いたいと思えます。

小笠原教育長（再答弁）

加藤議員の再質問にお答えをいたします。授業の現在の進め方については、この臨時休校等がございましたなかでも特に支障のない形で進められていると思っております。

それから、2つ目のこれからの臨時休校等でのオンラインを行う考えということでもございましたけれども、この春、保護者の方に対しましては、新型コロナウイルスのオミクロン株の対応ですとか、臨時休業の考え方について記載したリーフレットを配布させていただきました。そのなかで新たな感染症対策についての周知をさせていただいたつもりでございます。今後も家庭との連携を含めた学校の状況を踏まえまして、刻々と変化してまいります感染状況に速やかに対応しながら、感染再拡大の状況によっては児童生徒の命と健康を守るということを最優先とすべきことから、タブレット端末によるオンライン学習を効果的に活用するなど、感染症対策と教育活動の両立に努めてまいりたいと考えております。

家庭学習でのタブレット活用希望者に貸し出しの考えはあるかということでございましたけれども、現在タブレットについては学校の授業のなかで使うようにしております。これは昨年度整備されたGIGAスクール構想、このなかでもタブレットを活用したいろいろな授業の取り組み、そして新学習指導要領に基づいた主体的・対話的で深い学びをしていくなかで、タブレットの活用は非常に大きなウエイトを占めてくると思います。そういったことから、まずは学校の中で活用させていただくと。それから子どもさんでそういった希望があった場合については、その授業が終わった後に、例えばクラブ活動的なものをつくって自分たちで活用するだとか、そういったことも検討できるのではないかなというふうに考えられるわけでございます。

それから、学習用アプリの活用状況でございますけれども、今、学習用アプリにつきましてはスマイルネクストというものを今年度から導入してございます。これについては、3つの学習ツールがございまして、ひとつはスマイルドリルということで、小学校であれば5教科、中学校であれば9教科の基礎学力が身に付く学習ドリルというふうになっております。それから、ドリルを持ち帰るということですので、ネットワークに繋がってなくてもそのスマイルドリルを使うことができると。それでインターネット環境のない家庭でもドリル学習はできるようなものになってございます。これは例えば家庭でオンライン学習のときに、それぞれ担任のほうから宿題的にそのドリルを取り込んだ中で子ども達にやってもらおうという、そういう形になるものかと思っております。それから、スマイルノートと申しまして、児童生

徒全体で活用できるデジタルノートと言われておりますけれども、資料作成ですとか発表、あるいは共同編集ができるというものでございます。この3つの学習ツールが揃ったアプリでございまして、活用については今後どんどん増えてくるのかなというふうに思っております。

それから、思い出づくりと申しますか、子ども達の未来を応援する事業のことをお聞きになりました。これにつきましては執行方針のなかでも若干お話をさせてもらった点もありますけれども、今年度子ども未来応援事業として、プロフェッショナル講演会事業、これは有名なプロの選手なり、著名人の方に小中学校の児童生徒に対してですね、いろいろと自分のこれまでの努力したことだとか、どういうふうに成功していったか、そういったことを子ども達に広く語っていただいて、子ども達に夢を持ってもらおうということで計画をしております。それから、チャレンジ・キャンプ事業ということで生活体験、例えばマッチの使い方がわからないだとか、火のおこし方がよくわからない、そういった生活体験ですとか、あるいは防災時ですね、自ら生きていくための教育、防災体験、こういったものを進めるチャレンジ・キャンプ事業というものを計画しております。それから、子ども文化・スポーツ、全道大会などですね。こちらへの補助事業ということで、これまでは特定の競技種目等の全道、全国大会ありましたけれども、個人で何か文化的な活動をしているだとか、個人でやっているスポーツ、なかなかポピュラーでないスポーツに関してもですね、全道大会あるいは全国大会等あった場合には補助をしてまいりたいと。こういったことで子ども達の夢を叶えてあげたいということで、子ども未来応援事業を進める予定でございます。

それから最後に、中学校でのライブ中継での保護者の反応と申しますか、質問がございましたけれども、実際に保護者の意向を伺いながらライブ中継を行ったわけですけれども、なかなか見ていただける方が少なかったというのが実態でございました。そういったことで、最初の答弁で申し上げましたように、今後につきましてもその反省を踏まえて、学校の各種行事が今少しずつコロナからそれこそ脱コロナに向けていろいろと工夫しながら学校行事を進めております。以前の生活に早く戻るように学校では進めておりますけれども、それに合わせて当然そういった保護者の方に入っていただく環境を整えていくことを進めていきながらこれから向かってまいりたいというふうに考えております。

加藤議員（再々質問）

1点目の答弁のなかで、支障なくスムーズに授業の進行は行われているということで安心いたしました。タブレットを家庭学習に利用するという点においては、今の段階では学校でということ、またちょっと違う形でクラブ活動で利用できればということだったんですけれども、学習用アプリスマイルネクストの点でオフラインでも活用できるという答弁だったと思ったんですけれども、これと家庭学習を結びつけるのであれば、やはり持ち帰った方が子ども達の学習意欲というものは上がるような気がしたんですけれども、その辺お考えを伺いたしたいと思います。

2点目については、子ども達の未来を応援する事業。こちらは様々な企画を組んでいただきまして、子どもたちのために未来を応援していただいているという答弁だと思いましたので、非常に安心いたしました。

3点目なんですけれども、ライブ中継を見る方が少なかったと。このなかでやはりコロナから脱却し、通常どおりのという答弁をいただいたんですけれども、ライブ中継以外にも動画配信サービスというものがあつたうえで通常どおりに戻って、保護者の方も自由に観覧に来ていただけるようになればさらにいいのかなと。実際に学芸会を見に行き、お家に帰ってきてその思い出のシーンをまた動画配信サービスで見れるほうが利便性としてはいいのかなと。親や遠方に住んでいる親戚の方もいらっしゃいますし、こういうのがあってもいいのではないのかなと。今はそこまで、仮にYouTubeでいいますと、簡単に動画のアップロードができますし、世界に発信するのではなく限定で公開するというのも可能ですので、プライバシーの問題ですとか、教職員の方の作業量の負担という点でも、浅はかな考えかもしれませんが、できるのではないのかとと思っているんですが、その辺も教育長のお考えを伺いたしたいと思います。

小笠原教育長（再々答弁）

加藤議員の再々質問にお答えいたします。最初の質問のタブレットの持ち帰りの件でございますけれども、学校のほうでも授業で使った後は放課後等を使いながら充電をして翌日の授業につなげるということができてきます。そういったことから、現時点では持ち帰りについては厳しいのではないかなと思います。今後、学校とも子どもたちの使いやすい方向を探っていけないかということで、引き続き協議をさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

それから、2つ目の動画の配信サービスの関係でございますけれども、学校のほうでも動画配信につきましては著作権法が絡んでまいります。これは改正著作権法の第35条に、学校その他の教育機関における複製等という項目がございます。こ

れが何かというと、学校での授業ですとか、あるいは特別活動、運動会ですとか、学芸会等の特別活動は、例外として著作権の許諾はいりませんよということで著作権法で定められています。そこには、その著作権の補償管理協会というところにその著作権料に代わる会費をひとり小学生でいうと120円、中学生でいうと180円のお金を支払ってはじめて学校からの配信ができるという仕組みになっております。これにつきましては、本町についてはもう予算化をしております、活用しているということでございます。ライブ配信は当然そういうことで配信できるんですけども、議員言われたようにオンデマンドで終わった後に配信するというところをする場合につきましては、条件が3つ課せられております。ひとつは見れる期間を設定しなければいけないということでございます。2つ目には著作権と個人情報保護について保護者に事前に連絡しなさいということがあります。また、3つ目には、その視聴期間が終了した後は直ちに削除しなさいと。この3つがクリアされなければオンデマンドでの配信はできないということになっております。従いまして、この動画配信につきましては慎重に扱わなければならないということに考えておりますのでご理解いただければと思います。